

短期入所療養介護重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人田中会
代 表 者 名	理事長 田中 正規
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 22 番地 (電話) 0563-57-5138 (FAX) 0563-57-8025

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	介護老人保健施設いずみ
開 設 年 月 日	平成 16 年 5 月 15 日
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 1 番地 8 (電話) 0563-57-8030 (FAX) 0563-57-8450
介護保険指定番号	2 3 5 3 2 8 0 0 2 3
施 設 長 の 氏 名	田中 正規

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

医療法人 田中会が開設する介護老人保健施設（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態ある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(2) 介護老人保健施設いずみ運営方針

- ①事業所の従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ②施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- ③指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたって、事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

4 事業所の概要

(1) 構造等

建 物	敷 地	1978.22 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造 6 階建
	述 べ 床 面 積	4699.55 m ²
	利 用 定 員	120 名

(2) 居室

療養室の種類	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
一 人 部 屋	30	342.62 m ² (11.4 m ²)	ナースコールを設置
二 人 部 屋	1	19.49 m ² (9.7 m ²)	ナースコールを設置
四 人 部 屋	22	726.95 m ² (8.3 m ²)	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設 備	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	4	275.29 m ² (2.2 m ²)	
機能訓練室	1	120.03 m ² (1.0 m ²)	
浴 室	3	263.72 m ²	特別浴槽 3 台設置

診 察 室	1	16.49 m ²	
談 話 室	1	17.12 m ²	
レクリエーション・ルーム	1	37.09 m ²	
洗 面 所		26.65 m ²	
便 所		158.28 m ²	ブザー、常夜灯を設置

(4) 通常の送迎の実施地域

西尾市（佐久島を除く）、安城市（小川町・木戸町・城ヶ入町・寺領町・根崎町・野寺町・藤井町）、碧南市（旭町・池下町・大堤町・霞浦町・神有町・亀穴町・川端町・北浦町・鴻島町・小屋下町・三角町・三間町・志賀崎町・下洲町・照光町・棚尾本町・天神町・中江町・縄手町・日進町・二本木町・東浦町・伏見町・舟江町・平七町・三宅町・矢縄町・流作町・若宮町・鷲塚町・鷲林町）

5 施設の職員体制

従 業 者 の 職 種	人 数	備 考
施 設 長	1 名	
医 師	1.2 名以上	常勤換算
薬 剤 師	0.5 名以上	常勤換算
看 護 職 員	11 名以上	常勤換算
介 護 職 員	29 名以上	常勤換算
支援相談員	1.2 名以上	常勤換算
理学療法士	1.2 名以上	常勤換算
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1 名以上	
介護支援専門員	2 名以上	
歯科衛生士	1 名以上	
事務員	1 名以上	

6 職員の勤務体制

従 業 者 の 職 種	勤 務 体 制	休 暇
施 設 長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	日曜日・祝日
医 師	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	日曜日・祝日
薬 剤 師	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	暦日数 31 日：10 休 暦日数 30 日：9 休 暦日数 29 日：9 休 暦日数 28 日：8 休
看 護 職 員 介 護 職 員	日勤（8:30～17:30） 《2F》早番（7:30～16:30）遅番（9:30～18:30） 《3F》朝番（6:00～15:00）遅番（10:00～19:00） 早番（7:30～16:30） 《4F》早番（7:30～16:30）遅番（9:30～18:30） 《5F》早番（7:00～16:00）遅番（9:30～18:30） 夜勤（16:00～翌日 9:30） ＊昼間帯（8:30～17:30）は、原則として職員 1 名あたり 5 名のお世話をします。 ＊夜間帯（19:30～7:30）は、原則として職員 1 名あたり 20 名のお世話をします。	
支援相談員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
理学療法士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
作業療法士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	

7 短期入所療養介護の内容と施設利用料

(1) サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00～ 朝おやつ 10:00～ 昼食 12:00～ 昼おやつ 15:00～ 夕食 18:00～ ・食事等は原則として食堂でおとりいただきます。 ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します
医 療 ・ 看 護	・医師により、1週間に1回診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 ・ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機 能 訓 練	理学療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具等＞ 平行棒、プラットフォーム、治療台、移動式姿勢矯正鏡、訓練用マット 干渉電流形低周波治療器、歩行器、車いす
入 浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具の消毒は年1回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 将棋・囲碁・ピアノ・カラオケ等
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

(2) 施設利用料

施設利用料の額を以下のとおりとします。

(ア) 保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表の【短期入所療養介護費】及び【加算】に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金表の全額をお支払いください。

(イ) 食費・滞在費・その他の利用料は、別に定める利用料金表の通りとなります。

8 利用料のお支払方法

指定口座より引き落としさせていただきますので、別紙「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、担当者にお渡しください。振替日はご利用月の翌月26日（金融機関営業日以外は翌日）となります。お支払いを確認後、領収書を発行します。

なお指定口座の通帳には、「ロウケンイズミ」と印字されます。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設ご利用相談窓口	窓口責任者 支援相談員 高須 雅人 ご利用時間 8:30～17:00 ご利用方法 電話(0563-57-8030) 面接(当施設1階 家族相談室) 苦情箱(事務室に設置)
愛知県国保連合会	窓口 介護保険課内 介護サービス相談室 ご利用時間 平日 9:00～17:00 ご利用方法 電話(052-971-4165)
西尾市役所 長寿課	電話(0563-65-2119)
()	電話(- -)

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	600 個	防火扉	39 個所
	避難階段	2 箇所	屋内消火栓補助散水栓	9 台
	自動火災報知機	156 個	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	36 個所		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	西尾消防署への届出日：平成16年3月31日 防火管理者：伊澤 英二			

11 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	窓口受付時間 8:30～18:00 (土・日・祝日 8:30～17:30) 来訪者は時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 施設内は、施設スリッパを使用してください。(土足厳禁)
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持にご協力ください。 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 多額の現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

12 利用者様へのお願い

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の2ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。

13 補足事項

老健では、個別性を重視した介護計画を立てて、個々の状態にあった介護が提供でき、ご本人やご家族に安心して生活して頂けるよう職員一同努力しておりますが、下記の点についてご理解いただいた上、ご利用されますようお願いいたします。

●サービス利用中の体調不良に伴う病院受診について

ご利用者様がサービス利用中、体調不良により医療機関への受診が必要と判断された場合は、介護保険の制度上、施設を退所して受診して頂くことになります。その際、ご家族様にご連絡いたしますので、お迎えに来て頂き、医療機関に連れて行って頂きますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

●食料品等の持込みについて

食品衛生上及び栄養管理のため、食料品等の持込みは原則禁止としております。利用者様の状況に応じて、持込みを相談させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●身体拘束について

介護施設での身体拘束は、原則として禁止されており、当施設も身体拘束を行わない方針です。利用者様の安全を確保するために、医師の判断で止むを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族にその必要性を文書で説明し、ご本人にも丁寧に説明した上で実施させていただきます。

●起こり得る事故等や発生しやすい病気について

転倒と骨折：転倒は多くの原因が重なって生じることが多く、高齢になるほど十分な転倒予防対策をしていても一定の確率で発生することがあります。（老年症候群）

皮膚の損傷：高齢者になると皮膚が大変薄く弱くなり、ちょっとした摩擦だけでも、皮がむけてしまうことがあります。

誤嚥と肺炎：嚥下機能（物を飲み込む機能）に衰えがでて、食物だけでなく、唾液でも誤嚥性肺炎になることがあります。

抵抗力低下：感染症（風邪、肺炎）にも罹りやすくなっています。特にインフルエンザ等の伝播には注意しますが、抵抗力の低下と集団生活という点も含めご理解ください。